

第9期第6回福岡県個人情報保護審議会（全体会）会議録

1 議事概要

| | |
|------|--|
| 開催日時 | 平成22年3月19日（金） 午後1時30分 |
| 開催場所 | 吉塚合同庁舎 特3会議室 |
| 出席委員 | 岡本会長、遠藤委員、大城委員、桑野委員、坂口委員、馬場委員、溝田委員 |
| 議 題 | (1) 県ホームページによる個人情報の提供について（諮問・答申） (2) 個人情報保護制度の県民への周知状況について（報告） (3) 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について（報告） (4) 県からの個人情報流出事案について（報告） (5) 日本弁護士連合会からのインターネット上の地図検索システムに関する意見書について（報告） (6) その他 |

2 会議の内容

(1) 県ホームページによる個人情報の提供について（諮問・答申）

警察本部組織犯罪対策課から、インターネットのホームページによる暴力団員検挙情報の提供について諮問の趣旨や内容等の説明を行った。

また、事務局から当該諮問に対する答申案の説明を行った。

審議の結果、インターネットのホームページによる当該個人情報の提供については、適当なものと認められた。

(2) 個人情報保護制度の県民への周知状況について（報告）

事務局から、個人情報保護制度に関する「ふくおか県政出前講座」の実施状況、消費者庁と合同で開催した個人情報保護法に関する説明会の実施結果及び啓発用パンフレットの改訂・配布についての報告を行った。

○主な質疑等

【委員】

出前講座の期日や時間帯は主催する側の要望に合わせてくれるのですか。

【事務局】

個人情報保護制度に関する出前講座については、まず相手方の希望日時を聞いて調整し、対応できる日時で実施しています。

(3) 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について（報告）

事務局（市町村支援課）から本人確認情報の利用提供状況、住民基本台帳法の一部改正に伴う外国人住民に係る住民基本台帳制度等及びコンビニエンスストアにおけるキオスク端末を利用した住民票等の交付について説明が行われた。

(4) 県からの個人情報流出事案について (報告)

事務局から、下記の事案について事案の概要、今後の対応及び防止策について説明を行った。

ア 宗像・遠賀保健福祉環境事務所における生活保護関係書類の盗難について
職員が、電器店駐車場において車上荒らしにあい、担当する非保護世帯の訪問カードや名簿等ほかの129人分の個人情報が入った鞆を持ち去られた。関係者宅を訪問し謝罪した。現在のところ実害の報告なし。

イ 病害虫防除所における個人メールアドレスの流出について
職員が電子メールで一斉送信した際に、BCC機能を使用せずに送信したため、受信者がお互いにメールアドレスや氏名を知りうる状態で送信され、48人分の個人情報が出た。関係者に謝罪するとともに、誤送信したアドレス等の削除を依頼した。現在のところ実害の報告なし。

ウ 県立学校における生徒情報の盗難等について

(ア) 県立高校助手が、校外持ち出しの許可を得ずに56人分の生徒の個人情報を記録したUSBメモリーを通勤途中で紛失した。生徒及び保護者に事実を説明するとともに謝罪した。現在のところ実害の報告なし。

(イ) 県立特別支援学校教諭が、31人分の生徒の個人情報の記録されたUSBメモリーを学校長の許可なしに持ち帰り、バックに入れたまま自宅の居間に置いていたところ、翌朝バックごと盗難に遭ったことに気づいた。生徒及び保護者に事実を説明するとともに謝罪した。現在のところ実害の報告なし。

○主な質疑等

【委員】

民間会社ではUSBメモリー等の情報管理は非常に厳重になっており、上司が保管し使用の都度、申請と返却を行っており、持ち帰ること自体があり得ないのだが、それを許可しているのはどういった理由なのか。

【事務局】

教育委員会では、個人情報を扱う仕事は学校内で勤務時間中に行うように徹底させてはいるのですが、放課後等も教育や指導に当たるなどしており、教務事務を行える時間がないのが現状です。ですから、許可を得て持ち出すことを禁止するまでには至っておりません。

(5) 日本弁護士連合会からのインターネット上の地図検索システムに関する意見書について (報告)

日本弁護士連合会から、多数の人物・家屋等を映し出すインターネット上の地図検索システムについて、各自治体は、個人情報保護条例において、是正勧告ができる第三者機関設置や事前調査等について改正をすべきとの意見書が提出された。

総務省の提言では、現時点ではこういったシステムは、個人情報保護法に違反するものではなく、プライバシーや肖像権の問題も、撮影に適切な配慮がなされている限り、大部分は違法とすることはないという見解であり、一律に停止させるのではなく、

個別に問題に対処するのが望ましいと結論づけられており、今後も引き続き動向を注視すべきだとしている。
審議会の対応としては、総務省の提言を踏まえて、当面は状況を見ながら情報収集を行っていくこととなった。

(6) その他

第9期福岡県個人情報保護審議会委員の任期満了について